

行政情報



国土交通省平成 18 年度予算（速報）

国土交通省総合政策局建設施工企画課

平成 18 年度の国土交通省の予算概算要求については、一般会計予算で 7 兆 5,488 億円、義務的経費、裁量的経費を除いた公共投資関係費では 6 兆 8,930 億円、うち一般公共事業費では、6 兆 7,812 億円となっている。また、財政投融资は 3 兆 7,473 億円、財投機関債発行予定額は 4 兆 6,447 億円である。

国土交通省では、予算概算要求にあたっては、社会資本の整備や総合的な交通政策を着実に推進し、防災・減災、公共交通の安全の確保、少子化、高齢化への対応、地域再生、都市再生の推進、国際競争力の強化等の課題に的確に対応していくため、重点化・効率化を図りつつ、必要な事業・施策を推進することとしている。

本報文では、以下、建設施工行政に係る平成 18 年度予算概算要求等について、紹介する。

キーワード：国土交通省、予算、建設機械整備事業、建設施工行政部費、排出ガス対策

特に、災害対策用機械については、昨年発生した新潟・

1. はじめに

建設施工関係については、従来より建設施工に係る機械化、施工合理化、環境・安全対策及び建設関連産業の健全な育成等の観点からの施策を推進してきたが、今後とも、

- ・安全で安心な暮らしの実現（安心安全）、
- ・地球環境から身近な生活環境までの保全・創造（環境）、
- ・魅力と活力にあふれる社会経済の形成（コスト）、

に向け、各般の施策を展開することとしている。以下、平成 18 年度の予算概算要求等について、その概要を紹介する。

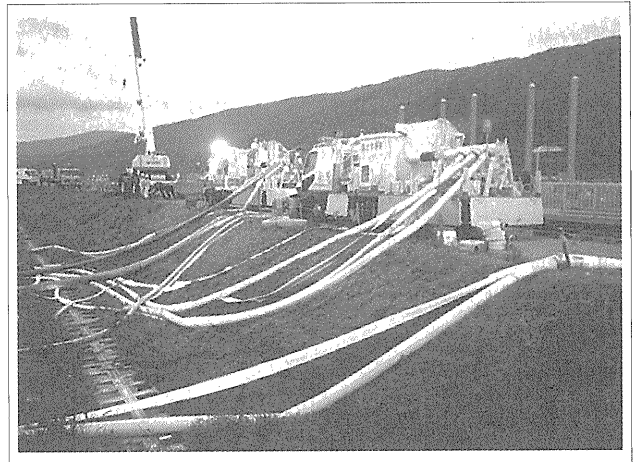


写真-1 排水ポンプ車

2. 建設機械整備事業

建設機械整備事業では、治水事業及び道路整備事業を適切に実施するために必要な管理用機械、維持用機械、災害対策用機械及び除雪用機械の整備を推進している。

平成 18 年度における建設機械整備事業関連の予算概算要求は、表-1 に示す通りである。

表-1 平成 18 年度建設機械整備事業予算概算要求 (百万円)

区 分	18 年度要求 (A)		17 年度当初 (B)		対前年度比 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
<治水特別会計>	4,130	2,335	1,762	1,033	2.34	2.26
一般機械	4,101	2,306	1,733	1,004	2.37	2.30
開発調査	29	29	29	29	1.00	1.00
<道路整備特別会計>	17,690	11,997	17,608	11,939	1.00	1.00
一般機械	3,940	2,334	3,820	2,247	1.03	1.04
雪寒機械	13,680	9,593	13,718	9,622	1.00	1.00
(直轄)	4,962	3,781	5,051	3,844	0.98	0.98
(補助)	8,718	5,812	8,667	5,778	1.01	1.01
開発調査	70	70	70	70	1.00	1.00
計	21,820	4,332	9,370	2,972	1.13	1.10

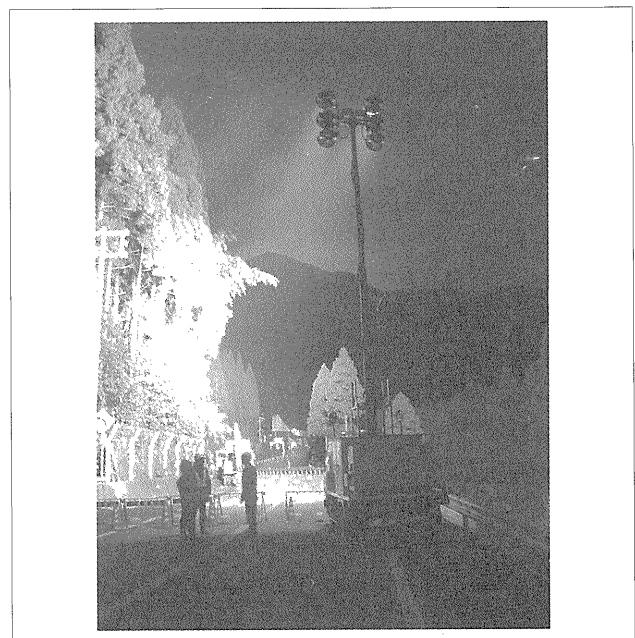


写真-2 照明車

福島豪雨等大規模災害への対応として、排水ポンプ車（写真—1）、照明車（写真—2）、災害対策本部車等の重点的な整備を推進する。

除雪機械の整備については、積雪寒冷特別地域における道路交通の安全確保と円滑化を図るために、一般国道、道府県道及び市町村道の車道除雪に必要なロータリー除雪車、除雪トラック、除雪グレーダー、凍結防止剤散布車等の整備を推進する。

また、冬期バリアフリー対策として、冬期歩行者空間を確保するため、歩道除雪機械の整備を推進する。また、建設機械整備事業に係る開発調査については、事業の施工の効率化、省力化、安全性向上等を図るため、建設機械と施工に関する技術開発を実施する。

3. 建設施工行政部費

建設施工に関する地球温暖化対策、大気環境保全、安全対策に係る取組みとして、一般会計において、CO₂排出低減に資する低燃費型建設機械の普及、建設機械の排出ガス抑制施策の促進、建設施工の安全性向上の促進のための調査等を行う（69,617千円）。

① CO₂排出低減に資する省エネ型・低燃費型建設機械の指定制度の構築に係る調査・検討経費（10,318千円）

建設施工分野における省CO₂化を推進するために、CO₂排出量の少ない低燃費型建設機械に係る基準の策定と当該建設機械の指定制度の創設に係る調査・検討を行う。

② 使用過程にある建設機械に係る排出ガス対策推進調査経費（42,405千円）

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の規制対象外である使用過程にある建設機械に対する排出ガス対策として後処理装置の評価認定制度の創設を目的とした調査を行う。

③ 建設機械施工における安全対策の調査・検討経費（16,894千円）

建設施工の安全性の向上を図るために、施工者が行う安全対策を評価する手法を構築するための調査・検討を行う。

4. 建設機械の排出ガス対策に関する支援措置

建設機械の排出ガス対策に関する支援措置については、国土交通省が指定する「排出ガス対策型建設機械」の取得資金に対する融資制度や、中小企業者等が購入する建設機械に対する税制の特例措置等により支援してきた。

平成17年5月25日に「特定特殊自動車排出ガスの規制

等に関する法律」が公布されたが、本法案の可決にあたって「排出ガス基準に適合する公道を走行しない特殊自動車への買換えが円滑に進むよう金融・税制面への支援措置を検討すること」との附帯決議が参議院・衆議院で採択されたところである。

平成18年度の税制改正要望等においては、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく使用規制が平成18年10月（予定）から開始されることから、本法の適合車両等について、以下の支援措置を要求している。

（1）特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置

公道を走行しない既存の特定特殊自動車について、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく新しい排出基準に適合した特定特殊自動車への移行を促進するため、新たに取得した新基準適合の特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準を取得後3年間、2分の1にする特例措置を要求している。

（2）特定特殊自動車に係る日本政策投資銀行等による融資

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示を付された特定特殊自動車及び国土交通省が3次基準値により指定する「排出ガス対策型建設機械」（平成17年度中に制度創設予定）に対して、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による融資制度を要求している。特に、中小企業金融公庫については、従来より排出ガス対策型建設機械に対する融資制度で実施されている担保特例制度を引続き適用するとともに、法適合車両については、担保特例による上乗せ利率に対する利子補給制度を要求している。

表—2 排出ガス対策型建設機械に係る融資制度要求

対象機種	法における基準適合表示を付された特定特殊自動車	3次基準適合建設機械（左記は除く）
政策投資銀行 （株式会社、組合、財団法人等、組織形態のもの）	政策金利Ⅲ	政策金利Ⅲ
中小企業金融公庫 （資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者）*	特別利率③ （担保特例制度＋利子補給）	特別利率③ （担保特例制度）
国民生活金融公庫 （資本金3億円以下または従業員300人以下の中小企業者）*	特別利率③	特別利率③

* レンタル事業者は資本金5千万円以下又は従業員100人以下

文責：
宮武 一郎（みやたけ いちろう）
国土交通省総合政策局
建設施工企画課
課長補佐